ア　共同利用をする旨
イ　共同して利用される個人データの項目（例えば、氏名、住所、電話番号、商品購入履歴等）
ウ　共同して利用する者の範囲
エ　利用する者の利用目的
オ　開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用の停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称

ただし、イ又はウの規定に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない（１の規定参照）。

また、エ又はオの規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、変更前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない（第４の２⑴の規定参照）。

第８　保有個人データの開示等に関する義務

１　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）

⑴　国家公安委員会所管事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

ア　当該国家公安委員会所管事業者の氏名又は名称
イ　すべての保有個人データの利用目的（第５の４⑴から⑶までの規定に該当する場合を除く。）
ウ　保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（７の規定により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）
　㋐　利用目的の通知の求め（⑵の規定参照）
　㋑　開示の求め（２⑴の規定参照）
　㋒　内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の求め（３⑴の規定参照）
　㋓　利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の求め（４⑴の規定参照）
　㋔　第三者提供の停止の求め（４⑵の規定参照）
エ　当該国家公安委員会所管事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先
オ　当該国家公安委員会所管事業者が認定個人情報保護団体（法第37条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

⑵　国家公安委員会所管事業者は、次に掲げる場合を除き、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。

ア　⑴の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
イ　第５の４⑴から⑶までの規定に該当する場合

２　保有個人データの開示（法第25条関係）

⑴　国家公安委員会所管事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

ア　保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
イ　保有個人データを開示することにより、当該国家公安委員会所管事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合（例えば、企業秘密が明らかになるおそれがある場合）
ウ　保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合（例えば、刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第４条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合）

⑵　他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に対し⑴の規定の本文に定める方法に相当する方法で開示することとなる場合には、⑴の規定は、適用しない。

⑶　国家公安委員会所管事業者は、法、令、基本方針、この指針等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記する」というような記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに適切に対応していくことが望ましい。

３　保有個人データの訂正等（法第26条関係）

⑴　国家公安委員会所管事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正等を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

⑵　国家公安委員会所管事業者は、⑴の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知しなければならない。また、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等に応じる必要はないが、そのような場合にも、本人に対し、訂正等を行わない旨の決定を通知しなければならない。

４　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）

⑴　国家公安委員会所管事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第４の３から５までの規定に違反して取り扱われている（同意のない目的外利用）という理由又は第５の１の規定に違反して取得されたものである（不正の手段による個人情報の取得）という理由によって、当該保有個人データの利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑵　国家公安委員会所管事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第７の１及び２の規定に違反して第三者に提供されている（同意のない第三者提供等）という理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑶　国家公安委員会所管事業者は、⑴及び⑵の規定に規定する求めに対し、保有個人データの全部又は一部について、その求めに応じたとき、又はその求めに応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。